

各務原市こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱

(平成19年3月26日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、生後概ね4か月までの乳児（以下「乳児」という。）がいる家庭すべてを対象に、家庭訪問をする「こんにちは赤ちゃん訪問事業」（以下「本事業」という。）を実施し、乳児を持つ家庭と地域及び行政のつながりを強め、子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、各務原市とする。

(対象家庭)

第3条 本事業の対象家庭は、本市に居住する乳児を養育する家庭とする。

(訪問スタッフ)

第4条 前条の対象家庭を訪問する者（以下「訪問スタッフ」という。）は、子育て経験者等のうちから市長が任命する者で、市長が実施する講習会等を受講したものである。

(訪問スタッフの職務)

第5条 訪問スタッフの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「おめでとう」の気持ちを伝えるとともに、子育てに関し困っていること等に傾聴すること。
- (2) 子育て情報を伝達すること。

2 訪問スタッフは、対象家庭を訪問したときは、報告書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(報告書)

第6条 市長は、前条第2項の規定により提出された報告書の内容を整理し、乳幼児健診にその情報をつなげ、育児不安を予防するものとする。

(報償)

第7条 市長は、訪問スタッフに対し、第5条第2項の規定に基づいて提出された報告書1件につき500円を支払うものとする。

(秘密保持義務)

第8条 訪問スタッフは、本事業及び支援活動に際して知り得た個人情報その他の情報事項を第三者に漏らしてはならない。また、訪問スタッフでなくなった後も同様

とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

受付番号 ー

こんにちは赤ちゃん訪問事業 実施報告書

各務原市

子育て支援課長 あて

年 月 日

《訪問者名》 _____

| | | | | | | |
|---------|--------------------------|------------|--|--|--|--|
| 訪問先 | 住所 | 各務原市 | | | | |
| | 母の名称 | | | | | |
| | 子の名称 | 生年月日 年 月 日 | | | | |
| 訪問日時 | 年 月 日（ ）午前・午後 時 分～ 時 分まで | | | | | |
| 養育者の様子 | | | | | | |
| 赤ちゃんの様子 | | | | | | |
| その他 | | | | | | |